

知的生産性研究委員会の公開等について

知的生産性研究委員会は、審議会等に位置づけられた委員会ではないものの、今後の普及促進・波及効果を鑑み、その会議、会議資料及び議事録については、社会資本整備審議会運営規則を参考に、以下の通り取り扱うこととする。

1. 会議

国土交通本省で開催する本委員会については、原則、公開するものとする。
なお、各部会については非公開とする。

2. 会議資料

本委員会資料については、原則、委員会終了後速やかに国土交通省ホームページにおいて公開するものとする。なお、各部会資料については非公開とする。

3. 議事録

本委員会議事録を作成し、各委員に内容確認のうえ、公開する。なお、原則、議事要旨を別途作成し、委員会終了後速やかに国土交通省ホームページにおいて公開するものとする。なお、各部会については、議事録のみを作成し、非公開とする。

<参考>

社会資本整備審議会運営規則(抄)

(議事録)

第6条 審議会の議事については、議事録を作成するものとする。

(議事の公開)

第7条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。